

弘前学院大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2024 年度大学評価の結果、弘前学院大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2025 年 4 月 1 日から 2032 年 3 月 31 日までとする。

II 総評

弘前学院大学は、建学の精神に基づき、「キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、神の前に真実に生き、真理を謙虚に追求し、つつしんで神の御言葉を聞き、すべての人を大切にする畏神愛人の精神をもって、すべての人と社会とに対する責任を積極的に果たす人間の形成を目的とする」ことを教育方針としている。また、「弘前学院教育方針」に立脚した神と人とに仕え社会に貢献する「畏神愛人」を掲げる教育研究共同体として、地球規模の視野に基づく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成することを明示し、これらの建学の精神及び大学の目的を達成するため、「中長期目標実施計画第Ⅲ期【2023（令和 5）年度～2025（令和 7）年度】（2023（令和 5）年 5 月改訂）」（以下「中長期目標実施計画第Ⅲ期」という。）及び「学校法人弘前学院経営改善計画第Ⅱ期【2023（令和 5）年度～2027（令和 9）年度】（2023（令和 5）年度 9 月改訂）」（以下「経営改善計画第Ⅱ期」という。）を策定し、これに基づいて教育研究活動の充実に向けて取り組んでいる。

内部質保証については、全学内部質保証を推進する「弘前学院大学教育推進会議」（以下「教育推進会議」という。）を組織し、授業、教育プログラム、大学の各段階における学習成果の把握・点検・評価を担う「大学 F D 委員会」からの報告を審議し、学外有識者で構成する「弘前学院大学教育の質保証に関する連絡協議会」（以下「外部評価会議」という。）の議論を経て点検・評価結果のフィードバック及び改善のための助言・指導等を行うこととしている。ただし、実態としては、点検・評価の結果に基づく改善の多くを各部局で行っているため、全学的な内部質保証を推進する主体が十分に機能するよう、改善が求められる。

教育については、建学の精神・大学の目的を踏まえた 3 つの方針（学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）、学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー））に基づき体系的な教育課程を編成し、高・大の接続の観点から入学予定者全員にレポートを課し、初年次教育として

新入生全員に「ヒロガク教養講話」を行うなど、自校教育の充実を図っている。学習成果については、「学修成果を評価する方針（アセスメント・ポリシー）」に機関・教育課程・授業科目の各レベルで評価指標を示し、学習成果の把握に取り組んでいる。

また、「社会連携推進会議」の取り組みとして、学生サークルの活動を通じて認知症予防や健康増進に関する理解を深め、地域住民の交流を促す「橙燦（認知症）カフェ」等の課外活動を積極的に展開し、これらの取り組みを集約して発信する「社会連携・社会貢献事業の情報公開・共有プラットフォーム」を整備し、情報共有・発信の強化に取り組んでおり、学内外との情報共有や社会貢献の観点から高く評価できる。

一方で、当該大学の大きな課題として、学生の受け入れ及び財務が挙げられる。学生の受け入れについては、法人に「経営改善実行会議」「新戦略会議」を組織して改善に取り組んでいるが、前回の大学評価（認証評価）時から継続して未充足の状況は改善していない。いずれの学部・学科においても、入学定員の未充足が続いており、これにより収容定員充足率も著しく低くなっているため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。なお、修士課程においても、いずれの研究科も収容定員の未充足が続いているため、改善が求められる。また、大学運営・財務については、経年的な定員未充足により、大学部門での事業活動収支差額がマイナスとなっており、法人でも支出超過が続き、十分な金融資産を有しているとはいえないことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤の確立に向けて、学生募集対策、外部資金の獲得、人事政策及び人件費の抑制等の「経営改善計画第Ⅱ期」に示した各種施策を着実に実施し、財務状態を改善するよう是正されたい。

前述のように、当該大学の内部質保証の取り組みについては、推進主体である「教育推進会議」が必ずしも十分にその機能を果たしていない。その背景には、学生の受け入れや経営改善の課題が長く続き、法人にそれらを改善するための会議を都度設けて取り組んでいること、各学部・学科の専門分野や資格取得に必要な学びが異なることが挙げられるが、引き続き教育改革による魅力ある大学づくりが望まれ、教育を支えるために教員組織や教育研究等環境を整備し、学生支援を強化することが重要である。今後は、内部質保証の推進主体の役割や各学部・学科への改善支援のあり方を検討し、大学全体で点検・評価の結果に基づく改善の仕組みを機能させるよう、改善が求められる。

当該大学は長い歴史を有し、地域の高等教育機関として歴史を重ねた伝統をもつことから、学長のリーダーシップのもと内部質保証システムの強化と効果的な運用を通じて少子化社会における学生の受け入れ強化等の諸問題を改善し、地域にとって必要不可欠な大学として、地域社会の期待・信頼に応えるよう、より一層努められたい。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

- ① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神に基づく「キリスト教信仰にもとづく教育をめざし、神の前に真実に生き、真理を謙虚に追求し、つつしんで神の御言葉を聞き、すべての人を大切にする畏神愛人の精神をもって、すべての人と社会とに対する責任を積極的に果たす人間の形成を目的とする」ことを掲げた教育方針のもと、「地球規模の視野に基づく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する。それは人類への奉仕を目指す自由で幅広い学問研究を通してなされる。本学のすべての学生、教員、職員は相互の人格を尊重し、建学以来の伝統を重んじつつおのおのの立場において時代の要請に応えうる大学の形成に努める」ことを教育理念として設定している。

上記の教育理念に基づき、各学科及び研究科ではそれぞれに人材養成の目的を定めている。例えば、文学部英語・英米文学科では「英語圏の言葉、文学及び文化を学ぶことを通して、人間の営みについて考えを深めるとともに鋭い感受性、論理的な思考力及び柔軟な理解力を持った世界で活躍できる人材を養成する」ことを教育研究上の目的としている。

研究科においては、「福音主義キリスト教に基づく人格教育と学問の自由を基盤として、学術の理論及び応用を研究教授し、その深奥を究め、もって人類の文化と福祉の増進に貢献することを目的とする」と定めるとともに、各研究科の教育研究上の目的を定めている。

以上のことから、大学の精神に基づき、大学の教育理念を定め、この基に各学部・学科及び研究科の教育研究上の目的を設定しているといえる。

- ② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の教育理念は、「『弘前学院教育方針』並びに『弘前学院大学教育理念』」に定め、学部・研究科の目的は、「弘前学院大学学則」（以下「学則」という。）及び「弘前学院大学大学院学則」（以下「大学院学則」という。）にそれぞれ定めている。

大学の教育理念、学則及び大学院学則を大学ホームページに掲載しており、各学部・学科及び研究科の教育研究上の目的については、学生便覧、大学院要覧、大学案内といった刊行物のほか、大学ホームページに掲載している。入学時に開催する新入生オリエンテーション等において、説明を行っているものの、「教育

理念（建学精神）」に関する「2022 年度学修行動・学修成果アンケート」においては、大学全体で浸透度が低いことが課題となっており、その原因を探求するとともに対応策の確実な実施を期待したい。

以上のことから、大学の教育理念及び学部・研究科の目的を学則等に明示し大学ホームページを通じて社会に適切に公表しているものの、学生への周知に関し、教育理念の浸透度の低さの原因の探求と対応策の実施が望まれる。

③ **大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。**

将来を見据えた計画として、「中長期目標実施計画第Ⅲ期」及び「経営改善計画第Ⅱ期」を策定している。

「中長期目標実施計画第Ⅲ期」においては、最優先事項として法人全体で取り組むべき7項目を挙げ、それぞれに具体的課題を設定している。「経営改善計画第Ⅱ期」においても、8項目の計画を示している。

これらの中長期計画に関して、前回の大学評価（認証評価）の結果を踏まえて策定しており、評価結果において改善等を指摘された「教員・教員組織」「学生の受け入れ」「管理運営・財政」の3点を最優先重点事項に挙げている。そのうえで、改善に取り組んでおり、教員定数については学部・学科、研究科の教員定数の管理を厳密に行い充足しているものの、入学定員については、充足には至っていない。また、「財政基盤」については、耐震化に伴う校舎建設等による負債が生じている。一方で、「中長期目標実施計画第Ⅲ期」及び「経営改善計画第Ⅱ期」に掲げている入学定員の充足への対策、財務改善に関する対策については、今後確実に実施していくことを期待する。

以上のことから、中・長期的な計画及び諸施策を設定し、改善に取り組んでいるものの、引き続き入学定員の未充足等の課題があることから、財務基盤における対応策の確実な実施が期待される。

2 内部質保証

<概評>

① **内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。**

2019年に「教育推進会議」を設置し、内部質保証のための全学的な方針として、「弘前学院大学教育推進会議規程」において、「教育内容・方法等について、継続的・不断の点検・評価を行うとともに改善を進め、その結果を積極的に社会に公開することを目的とする」ことを定めている。また、教育改革に係る組織の権限、役割も同規程に明記している。

内部質保証のための手続については、全学における内部質保証の推進に責任を

負う組織を「教育推進会議」とすること、授業・プログラム・大学のそれぞれの学習成果を点検・評価する「大学FD委員会」、その下に「全学自己点検・自己評価委員会」「学部・研究科自己点検・自己評価委員会」を置き、全学的な体制を構築している。

「学部・研究科自己点検・自己評価委員会」では、教育課程の体系性や学習成果の検証、教員組織や施設・設備の適切性等、各プログラムの自己点検評価を担当し、「全学自己点検・自己評価委員会」では、全学的な観点からの教育研究組織、社会連携等の点検・評価を行っている。「大学FD委員会」では、学生調査のフィードバックを含む上記の委員会からの点検・評価結果を「教育推進会議」に報告し、「教育推進会議」が学外有識者を含む「外部評価会議」での助言を経て、自己点検・評価の結果のフィードバック及び教育改善のため助言・指導を行っている。

大学ホームページにおいては、大学の教育方針・教育理念、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針、「自己点検・自己評価表」等を公表している。

上記のことから、内部質保証のための全学的な方針及び手続は規程に適切に明示しており、大学ホームページで公表していることから、学内外の情報共有の体制を整備しているといえる。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

全学的な内部質保証の推進に責任を負う組織として「教育推進会議」を定め、授業・プログラム・大学の3階層による自己点検・自己評価の結果をまとめ、検証を進める役割として「大学FD委員会」を設置している。その下部組織である「学部・研究科自己点検・自己評価委員会」では、各学部・研究科の教育プログラムの自己点検・評価を、「全学自己点検・自己評価委員会」が大学全体に関わる事項の自己点検・評価を担う体制を構築し、それらの関わりを「全学内部質保証システム体制図」に示している。

「教育推進会議」は、学長、副学長、各研究科長、各学部長、各学部の学科長、事務長、学務課長で構成していたが、2022年に組織改編を行い、上記の構成員に研究科学務委員長を加えており、現在は副学長が欠員となっている。委員長は学長が務め、事務は学務課が所管しており、教職協働による体制を構築している。また、「大学FD委員会」は、委員長を学長とし、各学部・研究科のFD委員会委員長、各学部の学務主任、学務課長を構成員としている。なお、「FD委員会規程」には、「委員長は必要に応じて、弘前学院大学教育推進会議に対して、委員会の審議について、報告するものとする」と定めており、「教育推進会議」へ報告・提言をすることとしている。

学部・研究科の「自己点検・自己評価委員会」及び「全学自己点検・自己評価委員会」については、構成員等を定める規程がないことから、「教育推進会議」を内部質保証体制の要とした教育プログラムの有効性の検証及び大学全体に関わる事項の有効性の検証の責任の所在について明らかにするなど、規程の整備が望まれる。

以上のことから、「教育推進会議」を主体とする内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を設け、「自己点検・自己評価委員会」等の各種委員会と連携することで内部質保証システムを構築している。ただし、各種会議体の内部質保証における役割分担・連携体制やそれらの役割を明示した規程はないため、役割等を明文化することが望まれる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

教育方針や大学の教育理念に基づき、教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上に指針となる、学位授与方針・教育課程の編成・実施方針・学生の受け入れ方針を定め、「学務委員会」での点検・評価や学科会議での審議、教授会又は研究科委員会での決定を経て、学部ごとの3つの方針を定めている。

自己点検・評価については、「教育推進会議」からの指示・依頼によって学部・研究科が主体となって取り組み、学長を室長とする「IR室」でアセスメント・ポリシーに示した学習成果、授業評価アンケート結果等を集約した情報を分析し、「大学FD委員会」が「学部・研究科自己点検・自己評価委員会」「全学自己点検・自己評価委員会」での検証を踏まえて、「教育推進会議」に対して報告・提言し、「教育推進会議」ではそれを受けて教育改善への提言等を学部・研究科に行うこととしている。「教育推進会議」の会議資料には、具体的な教育改善へのフィードバックや「教学マネジメントの体制（概念図）」に示す「提言・取組」に当たる取り組みを明示しており、「教育推進会議」が内部質保証の推進組織としての役割を概ね果たしている。ただし、「教育推進会議」を内部質保証体制の推進の主体組織と位置付けているものの、入学試験や学生の受け入れにおける改善は「経営改善実行会議」等の部局に委ねられており、その他の改善についても各学部・学科、研究科に委ねられているため、教育改善のPDCAの機能を十分に果たしているとはいいがたい。今後は、自己点検・評価に基づく改善・向上に当たって、「教育推進会議」が改善に向けたフィードバックを適切に実施し、これによって教育への充実や学習成果の向上につなげるよう、フィードバックのあり方・実施方法を検討し、内部質保証システムを機能させるよう改善が求められる。

なお、前回の大学評価（認証評価）の結果及び追評価結果において指摘された「学生の受け入れ」「教員・教員組織」「大学運営（財務）」の是正勧告の事項

については、理事長、学長、研究科長、学部長、大学事務長を構成員とする「危機管理委員会」で検討し、改善を図っている。

以上のことから、教育理念・大学の目的の実現に向けて、内部質保証システムを設けて、継続的に教育研究等の質保証及び向上に取り組んでいる。しかしながら、点検・評価の結果に基づく改善・向上のプロセスや内部質保証の推進主体である「教育推進会議」の機能が十分とはいえないため、内部質保証システムの機能については更なる検討が求められる。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

学校教育法施行規則で求められている情報については、大学ホームページにて公表している。大学ホームページの「情報公開」ページに修学上の情報等、教育研究上の情報の項目を設け、学則及び大学院学則、教員組織、教員の研究教育業績、各学部・研究科の3つのポリシー、授業科目の構成等大学全体に関わる情報を一元的に公開している。自己点検・評価の結果については、大学ホームページ内に独自の項目として、財務状況については学校法人のホームページの「情報公開」の「財務情報」で公表している。

さらに、教育条件、教育内容、学生の状況に関わる数値的情報も修学支援の情報について、適切に公開している。なお、これらの情報については各部署が正確性を確認するとともに、適宜情報を更新している。その他の諸活動状況については、同様に大学ホームページで「附属施設・研究所」の研究成果及び大学の行事や学生の諸活動を広報する「弘学時報」を公表している。くわえて、「IR室」で収集・分析した「学修行動アンケート調査」「学修成果アンケート調査」「卒業時アンケート調査」「学生による授業評価アンケート調査」の情報についても、教育情報として大学ホームページに公表しているほか、「弘前学院大学ティーチング・ポートフォリオ」といった教員の教育実績も公表するなど、教育成果を適切に公表している。

以上のことから、大学ホームページを通じて情報公開に取り組み、定期的に更新していること、公表している教育情報が広範にわたるなど、社会に対する説明責任を十分に果たしているといえる。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

内部質保証システムの適切性の点検・評価は、「学部研究科・自己点検自己評価委員会」「全学・自己点検自己評価委員会」でまとめた自己点検・自己評価の結果を「大学FD委員会」が確認し、「IR室」で調査・分析したデータと合わ

せ、全学的な内部質保証推進組織である「教育推進会議」において毎年度の点検・評価を行い、教育改善に関わる施策の企画・実施への支援を行う体制を構築している。さらに、外部委員を加えた「外部評価会議」での議論を踏まえ、客観的な検証の機会を担保している。

点検・評価に基づく改善・向上の取り組みとして、上記のような検証結果に基づき、2022年度には「教育推進会議規程」を改定し、研究科のカリキュラムの充実を目指して委員構成も見直している。また、2023年度には各学部・研究科の3つのポリシーの見直しを提言し、学部のカリキュラム検討委員会等で改善を行っている。また、「弘前学院大学ガバナンスコード」を策定し、この遵守状況の点検を行っている。

一方で、点検・評価項目③に示したように、点検・評価結果に基づく改善・向上に関し、「教育推進会議」が具体的な教育改善につながる提言・支援を十分にを行っているとはいえ、同様に内部質保証システムの改善等についても、まずは現状の適切性を点検・評価することが望まれる。

以上のことから、内部質保証の適切性を点検・評価し、その結果から役割分担を見直す等の改善に努めているが、今後は、内部質保証に関わる組織の役割を明確にし、体制の適切性を適切に点検・評価することが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証の推進組織として「教育推進会議」を設置し、学部・研究科及び全学レベルでの内部質保証体制を推進すると位置付けているものの、点検・評価の実施やその結果に基づく改善は、各学部・学科、研究科や部局でそれぞれ取り組まれており、同会議による改善支援・フィードバックが十分に機能しているとはいえない。学生の受け入れに関する改善を担う「経営改善実行会議」等と「教育推進会議」の役割分担・連携を見直すとともに、各学部・学科、研究科等への改善支援のあり方を検討し、大学全体の自己点検・評価を効果的に実施し、その結果に基づく改善につなげるよう、改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

教育理念・大学及び研究科の目的を実現するため、文学部英語・英米文学科、文学部日本語・日本文学科、社会福祉学部社会福祉学科、看護学部看護学科の3つの学部、4つの学科に加え、修士課程として、文学研究科日本文学専攻及び社

会福祉学研究科人間福祉専攻の2つの研究科・専攻を設けている。附置組織として、地域の生活・文化を総合的に研究するとともに、これに付帯する事業（地域の生活・文化に関する調査・研究、研究成果の発表、研究報告書の刊行、研究会・講演会・公開講座・展示会の開催等）を行うことを目的とする「地域総合文化研究所」、社会福祉サービスの利用者のみならず、広く地域に生きる人びととともにある大学として機能し、教員の研究及び教育を支援するため、「社会福祉教育研究所」を設置している。なお、同研究所が担う実習教育は、社会福祉学部の教育組織と一体的に運用している。

そのほか、教職課程を設けており、「弘前学院大学組織運営規程」に定める「合同教職関係委員会」において、教職課程及び社会教育関係資格に関する事項を審議している。「合同教職委員会」には、全学の教職に関する科目を担当する教員が参加し、同委員会の中心的な役割を担っている。

地元就業促進の支援のためのサポートセンターについては、組織運営規程及び管理運営組織図に記載がなく、その位置付けを明確にすることが望まれる。くわえて、大学創設の歴史における宣教師・外国人教師との関わりを背景に、開設当時から国際交流を積極的に行っており、「国際交流委員会」「留学生企画委員会」が主体となり、学部共通カリキュラムとして「海外研修」科目を設定し、海外の大学と姉妹校提携や交流協定を結ぶなど、国際交流を続けている。

以上のことから、教育理念や大学・研究科の目的に照らして、概ね適切に学部・研究科、附置研究所、教職課程を設置している。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究組織の適切性の点検・評価は、各学科・研究科の「自己点検・自己評価委員会」「全学自己点検・自己評価委員会」「教育推進会議」で毎年度実施している。各学部の組織に関する適切性の点検・評価については、文学部は学部長・学科長が「自己点検・自己評価委員会」を構成して自己点検・評価を行い、その結果を「全学自己点検・自己評価委員会」に報告するとともに文学部教授会で共有している。社会福祉学部は学部長・学科長・学務主任が「自己点検・自己評価委員会」を構成して「点検・評価報告書案」を作成し、社会福祉学部教授会での審議を経て「全学自己点検・自己評価委員会」に報告することに加え、学科会議で教育研究組織の課題を随時検討している。看護学部では学部長・学科長・学務主任が「自己点検・自己評価委員会」を構成し、学部の各委員会が自己評価した内容を取りまとめて「全学自己点検・自己評価委員会」に報告している。研究科においては、研究科長・学務主任が「自己点検・自己評価委員会」を構成し「自己点検・自己評価」を行っている。ただし、附置研究所においては、自己点

検・評価を実施しておらず、定期的な点検・評価を行うことが望まれる。

各学部・研究科が提出した「点検・評価報告書」は、「教育推進会議」にて審議を行っているが、点検・評価の結果に基づく改善・向上については各学部・研究科に委ねている。2020年開催の「教育推進会議」において、文学部教授会で文学部長が提案したコース制の導入について、2021年度には学長の指示により「文学部改革検討委員会」を設置している。同委員会の発足によって、2022年度から1学科・複数コース制の実現に向けた議論を進め、2023年開催の文学部教授会において学科制の廃止、コース導入の方策を策定することを学長が要請し、2023年度末に同委員会による最終答申を行っている。なお、予算執行が必要な取り組みについては、各学部が学長、事務長に依頼し、法人事務局に要請しており、人事に関する取り組みは学長から理事長に要請している。

以上のことから、学部・研究科の教育研究組織の適切性を点検・評価し、改善・向上につなげるべく取り組んでいる。一方で、附置研究所においては、自己点検・評価を行っておらず、定期的な点検・評価の実施が望まれる。なお、点検・評価における改善・向上に向けた取り組みについては、各学部・学科・研究科に委ねており、内部質保証体制の中心と位置付ける「教育推進会議」の中での検討・実施が望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

大学全体の学位授与方針を定め、「建学の精神である『畏神愛人』の姿勢を備えると同時に、『弘前学院教育方針』および『弘前学院大学教育理念』に則った豊かな人間性を有し、かつ各々の分野に関して高度な専門性を身に付けることで、地域ならびに国際社会に積極的に貢献できる能力を有する者に学位を授与する」こととし、各学部及び研究科において修得すべき知識、技能、態度等を示した学位授与方針を設定している。例えば、文学部では「言語・文学・文化に関して正確な理解のもと論理的に課題を設定し、かつ、その課題の解決策を論理的に考察できる」等の10項目、社会福祉学研究科では「社会福祉に関する歴史、制度・政策およびソーシャルワークに関する諸問題の把握、分析・考察する能力」「高度な専門性を要する職業等に必要な知識・技術を習得し、個別具体的な生活問題に対応する能力」等の3項目にわたる学習成果を身につけた学生に学位を授与することを示している。

学位授与方針は、学生便覧・大学院要覧及び大学ホームページで公表しているほか、年度当初のオリエンテーション等で説明し、周知を図っている。

以上のことから、当該大学は、授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公

表しているといえる。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学位授与方針を実現するための大学全体の教育課程の編成・実施方針として、「基礎教育科目から専門教育科目を適切に配置するとともに、学修者が主体的な学びを实践できるような体系的な教育課程を編成」することを定め、さらに、各学部・研究科の教育課程の編成・実施方針を設定している。例えば、文学部では「コミュニケーションや、表現・理解に関する知識や技術を学べるように、1年次から当該の知識・技術に関する一部の『専門教育科目』と『共通科目』を設定する」など、学位授与方針に示した学習成果ごとに教育課程の編成・教育方法の方針を示している。社会福祉学研究科では、「人間福祉実習科目において経験から具体的な支援過程の修得を目指す科目を編成する」等の3項目からなる方針を設定している。

大学全体及び各学部・学科・研究科の教育課程の編成・実施方針は、学生便覧・大学院要覧及び大学ホームページで公表し、周知を図っている。

以上のことから、各学部・学科及び研究科において、授与する学位ごとに教育課程の編成・実施方針を定め公表している。なお、社会福祉学部の教育課程の編成・実施方針は、他の学部に比べて専門分野の特性に基づく教育方法の明示が少ないため、他学部と同様に明示していくことが望まれる。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

大学全体の教育課程の編成・実施方針のもと、大学の教育理念及び大学の目的に沿った人材を育成するため、全学共通の科目として、礼拝やリトリート、「ヒロガク教養講話」等、「キリスト教学」「基礎演習」といった基礎的な科目を配置するとともに、各学部・学科の専門教育に関する科目を開講し、体系的なカリキュラムを編成している。また、各学部・学科の教育課程としては、各学部の学位授与方針を達成するための教育課程の編成・実施方針に基づいた教養教育科目と専門教育科目を配置している。例えば、文学部では、言語・文学・文化に関する専門を学ぶための専門科目に加え、専門にとどまらない幅広い教養や豊かな人間性を身につけるための教養科目を設定している。教育課程の編成における順次性及び体系性を担保するため、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを策定し、大学ホームページで公開して学生への周知を図っている。

大学院については、研究科ごとに専門性に配慮した修士課程にふさわしい教育課程を編成しており、例えば、文学研究科では、「日本語学」「日本文学」「日本文化」を中心とした広範かつ専門的知識を修得するために、留学生も含め、受

講生のニーズを考慮した教育内容を設定している。講義やフィールドワークの組み合わせにより、座学だけでは得ることのできない学習成果を得られるように配慮している。なお、研究科においても、教育課程の編成における順次性及び体系的性を担保するため、カリキュラムマップやカリキュラムツリーを策定し、大学ホームページにて公表し、周知を図っている。

以上のことから、教育課程の編成・実施方針に基づき、全学共通の「ヒログク教養講話」等の科目のほか、各学位課程にふさわしい授業科目を開設するとともに、教育課程を体系的に編成しているといえる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

大学全体における教育の基本的な方針として、「少人数教育」及び「オーダーメイド教育」の2つを挙げている。各学部・研究科ともに、全ての授業科目の内容及び方法をシラバスに明示している。シラバスは授業担当者が作成したのち、学務主任や学部長等の第三者が確認し、個々の授業科目の内容及び方法について学生に分かりやすく伝えられるよう改善を図っている。

教育課程については、学部教授会の議を経て、全学的組織である「大学協議会」にて審議し、理事会で決定している。その際には、「教育推進会議」「大学FD委員会」において、IR情報や学生アンケート結果を踏まえつつ、教育課程・カリキュラムの検証等を行っており、「自己点検・自己評価委員会」では、毎年自己点検・評価報告書を提出し、改善計画を作成している。なお、各研究科では、「教育推進会議」において示された内部質保証に関する考え方等に沿って、課題を抽出し改善・向上に向けた見直しを図っている。

初年度教育については、大学での学びの基礎を身につけるために、基本的には担当教員ごとに少人数で構成するゼミ単位で「基礎演習」科目を実施している。新入生リトリートを実施し、大学全体のカリキュラム、履修方法、1年次必須の科目の細やかな説明を行っている。

各学部における学習の質の確保・充実を図るために、1年間に履修登録できる単位数の上限を定めている。なお、2022年度以降の入学生に対しては、前年度のGPAが一定の場合、単位数の上限を緩和することとしている。単位については、学生便覧に記載すると同時に、新入生オリエンテーションでも説明しており、上限を超えて履修している学生は少ないものの、単位の実質化を図る措置に関する今後の取り組みを期待したい。文学研究科では、履修相談と履修指導の際に、1年次に履修登録する単位数の標準を示すことにより、単位の実質化を図っている。

以上のことから、「少人数教育」や「オーダーメイド教育」等、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行う措置を講じている。また、これらの取り組みは内部質保証を推進する「教育推進会議」「大学FD委員会」「自己点検・評価委員

会」で検討し、「教育推進会議」で今後の方向性を決定している。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

成績評価と単位認定に関する全学的なルールを学則において明示し、全学共通の「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の設定に当たっての基準」及び「弘前学院大学における学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」に記載している。研究科については、単位認定・成績評価ともに大学院学則に定めている。

単位認定の仕組みや学位授与の手続については、3つの学部共通の「学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の設定に当たっての基準」を定めており、卒業に必要な単位要件や成績基準を示している。また、各学部学務委員会で単位の修得状況を審議したのち、「各学部教授会卒業判定会議」で協議し、卒業判定を行っている。研究科では、学位審査の際に口頭発表を義務づけ、学位にふさわしい研究成果であるかを研究科教員全員で判定し、2年次修了の時点において、各科目群それぞれについて必要単位数を満たしているかを「学務委員会」で確認のうえ、修了判定を実施することを「研究科委員会」に提案・審議し、修了要件を満たした者の決定を行っている。学位授与に関わる手続は、大学院要覧に明示している。なお、2024年度から「FD委員会」にて、学位論文審査基準、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置について検討する予定としており、その遂行が期待される。

以上のことから、成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っている。研究科では、2024年度から「FD委員会」にて、学位論文審査基準、学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置についての検討を予定しているため、その成果に期待したい。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

教育の質の向上を目的として、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、学生の受け入れ方針の3つのポリシーに基づき、「機関レベル（大学全体）」「教育課程レベル（学部・学科ごと）」「授業科目レベル（科目ごと）」の3つのレベルにおけるそれぞれの評価指標を示し、学習成果を把握している。また、全学内部質保証推進組織である「教育推進会議」では、教育の質保証に係る施策の企画・学習成果の測定に関する事項、学部・研究科の教育に係る自己点検・評価を踏まえ、教育方法・内容等の改善に関する事項に関する審議を行っている。

学位授与方針に明示した学生の学習成果の把握に向けて「大学FD委員会」が中心となって取り組んでおり、各学部の卒業生に対する「卒業時アンケート調査」と各学年の年度初めに行う「学修行動アンケート調査」「学修成果アンケート調

査」により把握している。また、大学院では、全学内部質保推進組織である「教育推進会議」において、学習成果の把握及び評価の取り組みに対する点検・評価を行っている。なお、学位授与方針を踏まえた学習成果の把握と評価方法に関し、「学修過程報告書」に基づいて各研究科長の面接を実施することとし、学習成果の把握及び学習成果の修得状況の評価方法について整備を行ったところであり、今後、継続した取り組みと検証が望まれる。

以上のことから、各学部では、学位授与方針に明示した学生の学習成果をさまざまな指標により把握・評価するよう努めているが、それを各学部内での評価・検証にとどめず、大学全体において「教育推進会議」を中心とした評価・検証を行うことが望まれる。一方、大学院においては、2024年度から「学修過程報告書」に基づく面接を通じて学習成果を把握することとしているが、全研究科においてこうした取り組みの適切性を検証しつつ、内部質保証の一環として取り組むことが期待される。

⑦ **教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

教育課程・教育方法の適切性の点検・評価は、全学的には「大学FD委員会」が担い、各学部・研究科については「カリキュラム検討委員会」が担っている。これらの検討に基づき、「教育推進会議」でカリキュラムを検討している。具体的には、全学内部質保証推進組織である「教育推進会議」が「弘前学院大学教育推進会議規程」に基づき、「教育の質保証に係る施策の企画」「学部・研究科等の教育に係る自己点検・評価を踏まえ、教育方法・内容等の改善に関する事項」に関する審議を行っている。

点検・評価の結果に基づく改善・向上に関しては、各学部・研究科が組織する「自己点検・自己評価委員会」で実施している。同時に、全学共通カリキュラムについては、「全学自己点検・評価委員会」において点検・評価を実施している。これらの点検・評価を統合し「大学FD委員会」への報告を経て、最終的に内部質保証を推進する「教育推進会議」に報告している。同会議では、「IR室」からIRデータの提供を受け、これも踏まえて大学としての点検・評価を行い、教育活動に関する改善方針を学長が示している。なお、各学部・学科における「授業評価アンケート」について、これまで4年に1度の実施となっていたため、学習行動・学習成果が学位授与方針の達成度に与える影響について十分に検証されているとはいいがたかったものの、2024年度以降は2年に1度の実施予定としているため、今後は着実にアンケートの実施に取り組むとともに、その適切性や効果を検証することが望まれる。研究科に関しては、評価指標の開発と整備した仕組みの運用については、今後の取り組みに期待したい。

以上のことから、学部においては、各学部が中心となり教育課程及びその内容及び方法の適切性について点検・評価を行っているが、内部質保証体制の中心に位置付ける「教育推進会議」によるフィードバック（提言）を十分に行っていないため、各学部・研究科と同会議の連携のもと、改善・向上に向けた取り組みについての検証が望まれる。また、研究科について、継続的に教育の改善・向上を図ることを期待する。

- ⑧ 教育課程連携協議会を設置し、適切に機能させているか。（学士課程（専門職大学及び専門職学科）／大学院の専門職学位課程）

該当なし。

5 学生の受け入れ

<概評>

- ① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針において、求める学生像として「『畏神愛人』によるキリスト教主義教育に理解を示していること」「課題に取り組む思考力や判断力を有し、自分の考えを適確に表現する力を有すること」「問題解決のために主体的に多様な人々と協働して取り組んでいく資質と意欲を有すること」を定め、これに入学前の学習歴として「高等学校までの教育において到達目標とされている基礎学力を習得していること」を加えた4項目にわたる方針を定めている。

さらに、各学部・研究科において学生の受け入れ方針を定めており、大学全体、各学部・研究科において、学生の受け入れ方針に入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像を適切に示している。例えば、看護学部においては、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針に定める教育を受けるために必要な姿勢・態度、知識・技能、思考力・判断力・表現力、主体性・多様性・協働性等を具体的に示している。

大学全体、各学部・研究科の学生の受け入れ方針を大学ホームページのほか、大学案内や学部及び研究科の学生募集要項を通じて公表している。また、学生募集要項は大学ホームページから容易に入手できるよう配慮している。ただし、各研究科の学生の受け入れ方針については、大学ホームページの「入試情報」には掲載されておらず、各研究科のページにおいて3つの方針が示されていることから、各研究科における学生の受け入れ方針をより周知するよう工夫が望まれる。

以上のことから、大学全体、各学部・研究科において適切に学生の受け入れ方針を定め、概ね適切に公表しているといえる。

- ② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切

に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

学生の受け入れ方針に基づき、学部においては、総合型選抜、学校推薦型選抜（公募制、指定校制、社会福祉ボランティア活動推薦）、一般選抜（一般入試、大学入学共通テスト利用入試）等の入学者選抜制度を設けている。また、社会人特別入試等の特別入学者選抜の制度も整備している。大学院においては、一般入試、社会人入試、外国人留学生入試の制度を整備している。

学部及び大学院の学生募集要項を策定しており、学部の学生募集要項については、大学ホームページから容易に入手できるよう配慮している。また、入学金、学生生徒等納付金（授業料等）、特待生制度や各種奨学金等のサポートについては、大学ホームページや学生募集要項を通じて情報を提供している。ただし、看護学部3、4年次の実習費、諸会費の金額について情報提供することが望ましい。また、入学希望者への合理的配慮が身体に障がいのある場合に限定されているため、適切な表記が望まれる。

学部の学生募集、入学者選抜に関する案については、「新戦略会議」が作成し、「合同入試委員会」で検討・審議した後、各学部教授会で決定している。入学試験の実施は学長を本部長とする入試本部（アドミッションセンター主管）が責任主体となっており、入学試験の結果は各学部の「入試委員会」や教授会の審議を経て、学長が合否を判定し、理事長へ報告している。各入学試験における配点も公表しており、公正に実施している。大学院の入学者選抜の実施は学長を委員長とする「大学院入試本部」が責任主体となっており、入学試験の結果は各研究科委員会の審議を経て、学長が合否を判定し、理事長へ報告している。なお、入学者選抜の方法に健康診断の結果が含まれており、入学希望者の健康状態が合否に影響を与えるように読み取れることから、適切に表示することが望まれる。

以上のことから、学部・大学院において概ね適切に学生募集、入学者選抜の制度や運営体制を構築している。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理については、前回の大学評価（認証評価）より課題となっている学士課程の定員未充足の改善に向けて、「新戦略会議」「経営改善実行会議」において検証し、県内外の高等学校への訪問回数や外部業者主催による進学ガイダンスへの参加回数の増加、オープンキャンパスにおける在学生による「ヒログク受験生応援隊」の参加等の7項目の対策を実施している。さらに、大学院の定員未充足の改善に向けては、文学研究科及び社会福祉学研究科の研究科委員会を合同で開催して検討しているが、「教育推進会議」から同委員会に対する指示・依頼は行っていない。

上記のような取り組みを行っているものの、学士課程においては、前回の大学評価（認証評価）の時点から依然として、多くの学科において入学者数が入学定員を下回る状況が続いている。年度によって入学者数に増減があるものの、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。さらに、文学研究科、社会福祉学研究科のいずれにおいても、入学定員及び収容定員を充足しない状況が継続しており、収容定員に対する在籍学生数比率が低いため、改善が望まれる。

以上のことから、定員管理については、特に学部における入学者確保が喫緊の課題となっており、各種の定員充足に向けた施策の成果を検証し、実効性のある取り組みを展開すること、また、大学院においては、入学者の確保に向けて引き続き取り組むことが望まれる。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学士課程における学生の受け入れについての適切性の点検・評価は、「新戦略会議」「経営改善実行会議」で適切な根拠資料に基づいて定期的な点検・評価を行っている。大学院における点検・評価を研究科合同の委員会でやっている。

学士課程における点検・評価の結果に基づいて、アドミッションセンターが中心となり、県内外の高等学校への訪問回数の増加、オープンキャンパスにおける入試説明、高等学校との教育連携強化等に取り組んでいる。大学院における改善・向上に向けた取り組みについて、「教育推進会議」による指示・依頼は行っておらず、特段の取り組みは行っていない。そのため、内部質保証システムのもとで、点検・評価の結果に基づく改善・向上につなげることが望まれる。

以上のことから、学士課程については学生の受け入れの適切性を定期的に点検・評価し、改善・向上を図っているものの、大学院についても定期的な点検・評価結果を基に改善・向上に向けた取り組みを期待する。また、これらの改善は内部質保証の推進主体である「教育推進会議」が関与して取り組んでいないため、内部質保証システムのもとで点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

改善課題

- 1) 収容定員に対する在籍学生数比率について、文学研究科（修士課程）で 0.25、社会福祉学研究科（修士課程）で 0.05 と低いため、大学院の定員管理を徹底するよう改善されたい。

是正勧告

- 1) 2023 年度において、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数比率が、文学部で 0.79、0.82、同学部英語・英米文学科で 0.62、0.66、社会福祉学部社会福祉学科で 0.88、0.89、看護学部看護学科が 0.84、0.80 と低い。また、学士課程全体の収容定員に対する在籍学生数比率が 0.83 と低いため、学部の定員管理を徹底するよう是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

- ① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

教育理念・大学の目的に基づき、弘前学院大学の求める教職員像及び教員組織の編制方針として、「建学の精神であるキリスト教への理解とキリスト教教育への協力の姿勢がある者」を基本とし、「ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー、アドミッションポリシーを十分に理解し、本学の理念・目的の実現のため教育研究に専念できる者」等の 8 項目を明示している。また、「教員組織の編成方針」を定め、大学として「関係法令により定められた基準に基づき、適切な教員数を配置する」「教育研究上の必要性を踏まえた上で、年齢構成等に配慮した教員組織を編制する」「3 ポリシーに基づく教育研究活動を適切に実施するための教員組織を編制する」等の 7 項目を挙げている。各学部・研究科では教員組織の編制方針を定めていないものの、「理事長連絡会議」において教員人事計画を策定し、教員の定数を管理している。

大学として求める教員像、教員組織の編制方針については、大学ホームページで公開している。

以上のことから、大学として求める教員像と教員組織の編制方針を明示し、大学ホームページで公開し、周知・共有を行っているが、各学部・研究科の教員組織の編制方針は定めていない。各学部・研究科で教員組織の編制方針を定めるとともに、「理事長連絡会議」において、同編制方針を実現できるよう教員人事計画を策定することが必要である。

- ② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

大学全体及び学部・研究科ごとの専任教員数は、大学及び大学院設置基準を満たしている。また、年齢構成については、50～60 歳代の教員が専任教員・教授の多くを占めており、平均年齢がやや高く、65 歳以上の専任教員が一定数在職して

いることから、教員組織の年齢構成に偏りが生じている。教員組織の若返りを図るとともに、大学及び大学院設置基準を満たす専任教員数を適切に管理するため、教員の人事計画を策定することが必要である。

いずれの学部・学科においても、多くの必修科目、選択必修科目の演習及び実習科目全てを専任教員の教授又は准教授が担当しており、教育上主要と認められる授業科目に専任教員を適切に配置している。

教員は学生の教育・研究を担い、職員は円滑に教育・研究が行われる環境整備、円滑に学生生活を送るための学生支援（履修登録、就職支援、健康支援、課外活動等）を担っている。各種委員会には、教員と職員がともに所属し大学運営に当たっている。なお、同委員会に指導補助者を置いておらず、規程も整備していない。

以上のことから、専任教員数が大学及び大学院設置基準を満たしており、教育上主要と認められる授業科目に専任教員を適切に配置している。一方で、教員組織の年齢構成に偏りがあるため、教員の人事計画を策定することが必要である。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の採用・昇任等に関する基準、手続として、「弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程」を定めている。欠員補充の公募については学長が決裁し、学部長が公募条件（職位等）を定め、「教員資格審査委員会」が採用候補者の資格及び採用の順位を選考し、その結果を学長に報告することとしている。同規程の附則には、学長が欠員を非常勤の教員、特別給を受ける教員（契約教員）により充足することが適当であると思料するときは、採用公募をしないことを示している。この「契約教員」は、他大学を定年退職した教員を採用したもので、「学校法人弘前学院契約教職員就業規則」により1年契約で雇用され、通算5年を越えない範囲で更新が可能である。これにより「契約教員」の年齢は65歳～70歳となる。また、「定年規程」により教員の定年を60歳と定め、「定年退職者の再雇用に関する規程」により65歳まで1年契約で再雇用が可能である。同規程により再雇用された教員を「特任契約教員」と呼んでいる。また、「教授職定年制に関する臨時措置規程」により、教授職に限って定年を65歳に伸長し、1年ごとの理事会承認を得て70歳まで延長することができる。「定年規程」には「定年後専任嘱託」を定めているが、現状では職員にのみこれを適用しており、同規程を適用している教員は在職していない。そのため、「契約教員」及び教授職は70歳で在職が可能であると整理されるが、規程内容からは各教員の位置付けが分かりにくく、類似した名称が用いられていることから、分かりやすい規程の整理が望まれる。なお、2024年度には70歳以上の教員数が増加することとなるが、これらの教員に対して理事長が年度末での退職を勧告している。

以上のことから、教員の採用・昇格に関する規程を定めているものの、教授職の定年延長により、「契約教員」「特別契約教員」が存在し、教員種別等が分かりにくくなっているため、規程の整理が望まれる。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

全学的な「大学FD委員会」及び各学部の「FD委員会」を組織し、大学全体のFDでは、学生による授業評価の活用、ティーチング・ポートフォリオの内容・活用等のテーマで教育改善に関する研修会を実施しており、全教職員が参加できるよう研修動画をオンデマンドで配信している。また、大学院全体として、論文の書き方指導の実践例等をテーマにしたFDを実施している。学部ごとのFDにおいても、各学部の専門に応じた教育内容に関する課題及び改善を取り上げている。なお、学部によってはFDを実施していない年度もあるため、毎年度継続的に実施することが期待される。大学院のFDについては、上述のように大学院全体での実施となっているため、今後は、各研究科の専門分野に応じた教育研究のあり方についてもFDを実施することが期待される。

その他、上記のFD研修会では、当該大学及び法人の運営状況についての課題共有、学生等の多様性に関するテーマも扱っており、教育改善以外の事項についても教員の資質向上を図る機会を設けている。また、学部ごとのFDにおいても、社会福祉学部では発達障害について学ぶ等のFDを実施している。なお、当該大学では、社会貢献・地域貢献を推進していることから、それらに関する科学研究費等の外部資金獲得に向けた研究の活性化や、社会・地域貢献に関するFD活動についても、大学が積極的に支援することが望ましい。

以上のことから、大学全体・各学部・大学院全体としてFD研修会を組織的に開催し、全教職員の資質向上に向けて概ね取り組んでいるといえる。今後は、各研究科の専門に応じた教育改善のほか、地域連携や研究活動の活性化に向けたFDを検討することが期待される。

⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員組織の適切性の点検・評価は、各学部・研究科で点検・評価を行った結果を「教育推進会議」で検証し、更に「外部評価会議」にて議論を行っている。各学部・研究科の点検・評価は各学部長、学科長、研究科長がキャップとなり「自己点検・自己評価委員会」を構成して実施している。社会福祉学部では、「自己点検・自己評価委員会」の「点検・評価報告書案」を教授会で審議した後、「教育推進会議」に報告している。すべての教員がティーチング・ポートフォリオを

作成し、大学ホームページに公開しており、この内容を教員組織の適合性、担当教員科目の適合性の判断に活用する運用が期待される。

教員組織については、「学長のガバナンスの下、学部長や学科長、研究科長等を委嘱し、学部・学科・研究科の組織が適切に運営されるよう編成している」としているものの、改善方法としては、学生による授業評価アンケート結果を教員にフィードバックし、それを基に教員が教育方法・授業内容の充実・改善に努めるにとどまっている。適切性の点検・評価の結果に基づく具体的な改善・向上方法は、各学部・研究科に委ねているものの、人事に関する取り組みは学長から理事長に要請している。各学部長、各研究科長から所属組織における教員の専門性に応じた構成について学長に具申があり、教員採用に当たっては、その具申内容に応じた専門領域の公募を行っている。2023年度に社会福祉学部から主に障がい者福祉及び高齢者福祉の担当教員の補充について学長へ具申し、障がい者福祉を専門とし社会人経験を有する教員を1名採用している。

以上のことから、教員組織の適切性の点検・評価は大学全体、各学部、学科、研究科で実施しているが、点検・評価結果を基にした改善・向上策については、内部質保証体制の中心と位置付ける「教育推進会議」を機能させていくことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「弘前学院大学学生支援の方針」において、「各学部・研究科が目的とする人材養成の実現に向けて、学生指導及び福利厚生を充実させる」等の5つの基本方針を示すとともに、「学修支援」「生活支援」「進路支援」の方針を定めている。例えば、「進路支援」では、「学生同士のピアサポート、卒業生によるサポート、キャリアカウンセラーによる個別相談等を通じて、学生個々の状況に応じた助言を行う」などの5項目を定めている。

この方針は、大学ホームページで公開し、学生便覧・大学院要覧にも明記しており、学内外において共有している。

以上のことから、学生支援の方針を定め、在学生・新入生に対しオリエンテーション時に具体的な学生生活の注意事項等とともに説明しており、適切に方針を明示し、周知を図っているといえる。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

修学に関する支援として、成績不振者、留年者、休退学者の状況把握と指導は、各学部・研究科における学年担当者、チューター、学生・学務委員会の教員が職員と連携を図り、学生と面談等を行い、学科会議や教授会で個々の学生の成績に関する状況を共有するとともに、最終的には学長に報告し、改善につなげている。また、成績不振者、留年者、休学者、退学者は、学外専門カウンセラー（学校医・精神科医・専門カウンセラー）が学内外で支援している。これらの対策等により、退学率において一定の成果が現れている。授業に対する学生の事前・事後学習の促進、学外からの相談対応・教育指導は、学内情報共有システムを利用している。自然災害や感染症蔓延等により対面授業の継続が不可能な場合は、双方向リアルタイムやオンデマンドを併用した授業体制を採用している。なお、学生の通信環境に応じて、パソコンの貸出や授業動画の再視聴機会の確保、通信環境が整わない場合は大学等の教室を利用しての受講を可能としている。

障がいのある学生に対する修学支援としては、「障害学生支援ハンドブック」に基づき、各学部の「障がい学生修学支援委員会」が対応している。このハンドブックの内容は、障がい学生支援の必要性や障害者差別解消法の理解、講義・演習面における障がい種別の特徴や支援方法等にて構成し、当該支援の基盤としている。

留学生の生活支援については、「国際交流委員会」「留学生センター」が連携・協力して進めており、学生への経済的支援等その他の修学支援の取り組みとあわせて、支援体制を整備し、適切に実施している。

生活支援に関する相談体制は、チューター制度とオフィスアワーの設定により対応している。心身の健康に関しては、「学生相談室」の相談員（「学生相談室運営委員会」所属の教職員）や上述の学外専門カウンセラーが相談を受け問題解決に当たっている。「弘前学院大学健康管理推進センター運営規程」に基づき健康診断を実施するとともに、学校医による月1回の健康相談日を設定するなど、学生・教職員の健康増進を図っている。

ハラスメント防止の体制は、「弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」「弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン（ダイジェスト版）」を策定し、「キャンパス・ハラスメント対策委員会」や「キャンパス・ハラスメント相談室」が組織的に対応している。また、学生便覧に相談・申立てから問題解決までの流れを掲載し、学生に周知している。

進路支援におけるキャリア教育に関しては、文学部の1年次から3年次に「キャリアデザイン」科目を設置し、キャリア形成に必要な能力や態度を育成している。社会福祉学部及び看護学部は国家資格受験に関連して、それぞれ科目群を設置し、専門職としてのキャリア形成につながる教育・指導を行っている。就職支援については、各学部の「就職委員会」の教員と学生・就職課の職員が参画する

「合同就職委員会」が連携し、全学部対象の就職ガイダンス・就職対策講座・学内セミナー・インターンシップ等のキャリア支援行事を毎週実施している。さらに、就職担当の職員が文学部・社会福祉学部の3年次全員と就職面談を実施し、学生の性格、望む職業・企業・勤務地等を把握することで、企業紹介等の進路決定を効果的に支援しており、今後看護学部にも導入する予定である。

以上により、ハラスメント防止を含む学生の人権保障に対する対応や心身の健康及び保健衛生等に関する指導・相談に加え、進路支援におけるキャリア教育、進路選択に関わる支援の取り組みに関して、適切に行っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援の適切性の定期的な点検・評価については、「合同学務委員会」「合同学生委員会」「合同就職委員会」の教職員が、「学生による授業評価アンケート調査」「学修行動アンケート調査」「学修成果アンケート調査」「新入生アンケート調査」等を基礎資料として実施し、各学部・研究科の学生委員会や学科会議等で改善・向上について検討している。

以上のことから、各部局においてアンケート調査を通じた改善・向上に取り組んでいるものの、内部質保証を掌る責任機関を「教育推進会議」と位置付けているため、上記の各委員会や各学部・研究科との関連を明確にして実施体制を整理するなど、定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行えるよう検討が望まれる。

8 教育研究等環境

<概評>

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

教育研究等環境の整備に関する方針として、「弘前学院大学学生の学修、教員の教育研究の環境整備に係る方針」に基づき学生や教員の諸活動に配慮した環境整備に努めている。具体的には、「教育研究を支援するための施設を拡充すること」、「情報通信技術を活用し、図書館・学術サービスの充実に努める」こと等の5つの項目にわたって教育研究等の環境整備に関する大学の考え方を示している。

上記の方針は、大学ホームページで公表し、理事長・学長により全学の教職員に対する経営方針、教育方針の中でも教育環境整備、重点取り組み項目として学内外に共有を図っている。

以上のように、教育研究等環境の整備に関する方針を全学的な方針として適切

に設定・明示し、共有に取り組んでいる。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

「弘前学院大学学生の学修、教員の教育研究の環境整備に係る方針」に基づき、安心して学習できるキャンパスづくりを進めており、大学設置基準を満たす校地・校舎面積を有するキャンパスを設けている。

キャンパス環境の整備と学生生活の快適性を高めるための施策として、2023年には教室にクーラーを設置したほか、バリアフリー対策としてのエレベーターの設置、スロープの設置、多目的トイレの設置等さまざまな取り組みを行っている。くわえて、学生の自主的な学習の場として、ラーニングコモンズ、学生ラウンジ、学生ホール等の整備も進めている。従来の施設・設備の維持・管理、安全及び衛生の確保については、総務課が一元的に管理し、外部業者と連携し教育環境の整備、安全管理に努めている。また、衛生管理については、産業医を中心に「衛生管理委員会」で対応している。

ネットワーク環境やICT機器等の整備については、全学でWi-Fi環境を整備し、教室にプロジェクターを設けたほか、新型コロナウイルス感染症の影響でリモート授業を導入するなど、継続的かつ積極的に活用している。ネットワーク環境の整備によって教育情報のプラットフォームの導入を進め、学生、教職員の利活用を進めている。情報倫理、セキュリティについては「情報メディアセンター」が所管しており、「弘前学院大学における個人情報保護に関する基本方針」を策定し、啓発を進めている。学生の情報倫理の確立に向けた取り組みとしては、「基礎演習」「専門演習」といった初年次教育の中でSNSでの情報発信の問題等について注意喚起している。また、全学SD研修会等では、著作権に関する問題を扱っているが、今後は、情報倫理や研究倫理を推進するためにも「全学FD委員会」で扱う予定としているため、これを実現することが期待される。

以上のように、教育研究等環境に関する方針に基づき、教育研究活動に必要な施設と設備を積極的に整備しているといえる。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

図書資料の整備と図書利用環境の整備については、「図書館運営委員会」を設置し、「弘前学院大学附属図書館利用規則」を定めているものの、同委員会の運営についての規程が存在していない。そのなかで、図書予算の適切な執行をはじめ、量的に十分な図書や学術情報資料の蔵書に努めている。また、国立情報学研究所が提供する学術コンテンツの活用をはじめ、青森県内に所在する複数の公立

図書館との相互利用を進めており、学生及び教職員の利便性を図っている。なお、図書館に関する専門的な知識を有する職員の配置として、司書資格を有する職員を1名配置しているほか、図書館の設備として電子黒板、ノートパソコン、タブレットの貸出を行っている。

くわえて、学生の学習に配慮した座席数を設け、開館時間についても授業時間に配慮して設定しており、学生アルバイトも含めた学生主体の運営を行っている。特に、学生が希望する図書を選書するイベントとして「ブックハンティング」を実施しており、図書館の利用の活性化に努めている。

以上のことから、図書館・学術サービスを提供するための体制を整えているものの、図書館の運営に係る規程がないため、「図書館運営委員会」の構成員や充実を図る施策とあわせた規程の整備が望まれる。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学としての教育研究活動に対する基本的な考えは、「弘前学院教育方針」に基づく「弘前学院大学教育理念」において、「地球規模の視野に基づく正しい認識をもって自ら問題を発見し解決する知恵と力をもつ人材を育成する」と示しており、教育方針や教育理念を大学ホームページで公表している。また、「『弘前学院大学学生の学修、教員の教育研究の環境整備に係る方針』に示した5項目に研究支援体制を充実する」こと、「研究倫理を遵守するための支援体制を充実する」ことの2項目を示している。

上記の方針に基づいた研究活動の促進策については、各種規程に基づき実施しており、研究費の支給については、職階に応じて個人研究費の支給額を定め、「弘前学院大学個人研究費規程」において使用用途を定めている。また、外部資金獲得に向けて、FD研修会をはじめ、「弘前学院大学公的研究費の管理運営に関する規程」、行動規範、不正使用の防止策等を定めている。研究室の整備については、全専任教員に個人研究室を整備しており、研究時間の確保については、各教員の担当授業数の目安を設けることで保証している。

以上のように、教育研究活動を支援する環境については、概ね適切に施設・設備等を整備し、教育研究活動の促進を図っていると見える。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理や研究活動の不正防止に向けて、「弘前学院大学研究活動における不正行為への対応に関する規程」「弘前学院大学研究活動における不正行為への対応に関する細則」や「弘前学院大学における研究資料等の保存に関するガイドライン」を定め、学生・教員の研究不正防止に努めている。

研究倫理に関する学内審査機関として、「弘前学院大学倫理審査委員会」を設け、「弘前学院大学倫理規程」及び「弘前学院大学倫理審査委員会規程」に基づき倫理審査を行っている。同委員会での審査の結果、改善する必要がある場合には、委員会委員が規程に基づく審査を行うこととしている。また、研究倫理に基づく研究活動の推進については、コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施を通じて、実質化を図っている。学部・研究科においては、学生に卒論・修論作成時の文献引用ルール、剽窃防止、人権擁護、個人情報の管理等について指導を行っている。教職員に対しては、研究不正に関する全学SDを実施したほか、独立行政法人日本学術振興会が刊行している書籍を配付している。

以上のことから、研究倫理を遵守するための方針や規程の整備に加え、研究不正に対する詳細な規程の整備を行っており、必要な措置を講じ、適切に対応しているといえる。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究等環境の適切性の点検・評価は、学生の「卒業時アンケート」等から要望をまとめているが、定期的な点検・評価は十分に行っていない。同アンケート結果から、教室のエアコン設置等、一定の改善はみられるが、「教育推進会議」等の全学組織と教育研究等環境の適切性の関連性がなく、学生や教職員の教育研究等、環境における要望の取扱いについて見直すことが望まれる。

以上のことから、教育研究等環境の点検・評価及びその結果に基づく改善・向上については、具体的な対策を行っているものの、その適切性を点検・評価している会議体や取り組みがない。また、改善・向上の取り組みに内部質保証の責任主体である「教育推進会議」が関与しておらず、全学的な内部質保証体制のなかに組み込むことが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

「弘前学院大学の社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、「社会連携」「地域連携」「社会貢献」「学部・研究科等における社会連携・社会貢献」の4つの方針を示している。例えば、「地域連携」では、「地方自治体との連携及び協力を積極的に推進して、本学が有する知識やノウハウ等を地域へ提供し、学生や教職員が地域の活動へ参加することで、地域と本学の成長と発展をめざす」こと、「学部・研究科等における社会連携・社会貢献」では「学部、研究科等が積

極的な地域または産学官連携を通じて独自の教育研究成果を還元し、また、個々の教員が、独自の教育研究成果を活かすことによって、社会連携および社会貢献を果たす」ことを定めている。また、2019年より「社会連携推進会議」を設置し、大学の教育理念・目的、各学部の教育研究上の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針を確認している。

上記の方針は、大学ホームページに公表しており、方針の周知と共有を図っている。

以上のことから、大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示している。

② **社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。**

社会連携・社会貢献の取り組みについては、学外組織との連携による取り組み及び学内の教育研究活動の推進に関わる取り組みに大別できる。2019年に「弘前市と弘前学院の連携協定に関する協議会」が発足し、「弘前学院大学の社会連携・社会貢献に関する方針」に基づき、包括的な連携と協力により、地域の課題に対応し、活力ある個性豊かな地域社会の形成と発展に寄与することを目的としている。具体的には、弘前市と年に数回、連携協議会を開催し、地域貢献について意見交換等を行い、連携の推進及び地域社会の発展に貢献する取り組みを検討している。

教育研究活動の推進に関わる取り組みとしては、例えば、学生サークル「地域活性化サークル」で地元特産等に関する発信を行っているほか、「ヒロガクインクルージョン」において地域の包括支援センターと連携し、認知症予防や介護、医療、リハビリテーション等に関するサポート及び地域住民の交流の場を提供する「橙燦（認知症）カフェ」を法人内に設置する中等・高等学校の学生と協働で定期的を開催している。これらの活動については、学内での情報共有を強化するために発起した「社会連携・社会貢献事業の情報公開・共有プラットフォーム」に集約し、学生の自主性や実践力の修得を促すとともに、地域課題の解決につなげていることは高く評価できる。

そのほか、「地域総合文化研究所」を設け、文学部・各研究科や全国大学国語国文学会と連携して東北方言や地域の文化・民俗を「国の」研究助成を得て総合的に調査研究し、その成果として『地域学』を刊行するなど成果の発信にも取り組んでいる。また、礼拝堂を大学の行事・活動だけでなく地域の交流の場として広く開放し、学生・教職員の有志による「ハンドベルクワイア」が演奏奉仕活動を行っており、参加学生を募る目的から授業料の一部を減免するなど活動の継続に向けて取り組んでいる。

以上のことから、社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施し、教育研究成果を社会に還元する努力をしている。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性については、「社会連携推進会議」が「弘前学院大学の社会連携・社会貢献に関する方針」に基づいて事業を実施しているかについて、点検・評価を行っている。課題が確認された場合は、「社会連携推進会議」の委員長が事業担当者と面談を行い、改善について検討し、その結果を同会議に報告している。なお、同会議の構成員は学内構成員に限られているが、各構成員が地域の声を集めて、点検・評価を実施している。

点検・評価の結果に基づく改善・向上としては、事業担当者及び「社会連携推進会議」にて課題として事業の評価方法の改善が挙げられたことから、『社会連携・社会貢献事業報告書』を用いた点検・評価の仕組みを構築している。また、各学生や教員たちが自主的に行っている社会貢献活動の情報公開・共有のために、「社会連携推進会議」は、「社会連携・社会貢献事業の情報公開・共有プラットフォーム（Ver1.2）」を作成している。今後、実際に報告書等を用いた点検・評価が継続的になされることを期待したい。

以上のことから、社会連携・社会貢献の適切性を点検・評価し、地域からの意見を聴取するなどの工夫を講じて社会連携・社会貢献事業の評価にも取り組むよう努めている。なお、「社会連携推進会議」における取り組みに対して、内部質保証の推進主体である「教育推進会議」が関与していないため、内部質保証システムのもとで点検・評価するなど、その結果を活用して改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、学生や教職員が地域の活動へ参加することを推進しており、例えば、学生サークル「地域活性化サークル」で地元特産等を発信しているほか、「ヒロガクインクルージョン」では地域の包括支援センターと連携し、認知症予防や介護、医療、リハビリテーション等に関するサポート及び地域住民の交流の場を提供する「橙燦（認知症）カフェ」を法人内に設置する中等・高等学校の学生と協働で定期的を開催し、地域社会における福祉への理解と啓蒙に貢献している。これらの活動を「社会連携・社会貢献事業の情報公開・共有プラットフォーム」に集約し、学内での情報共有を強化することで、学生の自主性や実践力の更なる修得を促すとともに、地域課

題の解決につなげていることは評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

- ① **大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。**

全学にわたる教学検討事項における全構成員に開かれた公正な運営を行うこと、明文化された規程に基づく透明性の高い管理運営を行うこと、各教育研究組織の目的・目標達成のために必要な改善・改革を推進することを内容とする「弘前学院大学管理運営方針」を定め、大学ホームページで公開している。

また、「中長期目標実施計画第Ⅱ期【2020(令和2)年度～2022(令和4)年度】(2021(令和3)年3月改訂)」及び2023年度には「中長期目標実施計画第Ⅲ期」を策定し、全教職員に周知している。さらに、2023年には法人本部の主催による全学教職員集会である「弘前学院財政状況に関する説明会」及び「学校法人弘前学院の現状と課題」と題してSD研修会を実施している。

以上のような取り組みを通じて、教職員に対して管理方針並びに中期目標実施計画の理解の共有を適切に図っている。

- ② **方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。**

学長の選任方法については、「弘前学院大学学長任用規程」（以下「学長任用規程」という。）「弘前学院大学組織運営規程」（以下「組織運営規程」という。）にて規定し、「学長任用規程」では「理事長が候補者を推薦し、理事会の同意を得て理事長が任命する」と定めている。また、学長の権限については、学則において、「学長は、校務を掌り、所属教職員を統督する」と規定している。

学則、大学院学則及び「組織運営規程」において、「大学協議会」や「大学院委員会」の役割を定めるとともに、学長が議長又は委員長を務め、学長の求めに応じて大学運営に係わる事項を協議・審議することを規定している。また、「組織運営規程」において、「大学運営会議」の役割・構成員等を定め、当該会議は学長が主宰し、学則に従い、大学全般に関する管理運営、執行及び学内調整を効率的に行うことを目的とすると規定している。

教授会の役割の明確化については、学則に教授会の役割を定め、学部に関する事項を審議し、学長に対して意見を述べるとしている。くわえて、「弘前学院大学ガバナンス・コード遵守状況の点検」において、学長の責務（役割、職務範囲）

及び教授会の役割（学長と教授会の関係）等を明記している。

「学長任用規程」では、学長は、「理事会の重要な一員として学院の経営に参画するに相応しい者でなければならない」と規定し、「学校法人弘前学院寄附行為」では、弘前学院大学長が理事に選任されることを規定している。「学校法人弘前学院理事会業務委任規則」において、弘前学院大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務を学長に委任することを定め、大学と理事会等の権限と責任を明確にしている。

以上により、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、規程等によって権限等を明示し、概ね適切に大学運営を行っている。ただし、「図書館運営委員会」「カリキュラム検討委員会」「弘前学院予算委員会」「外部評価会議」等、現在開かれている主要な委員会に係る規程が未整備であることから、規程の整備するなど、検討が望まれる。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

大学の経常費の予算は、法人本部が在籍学生数に応じた基準経費や管理運営経費に伴う必要経費、特別補正費等を基に算出し、「弘前学院予算委員会」で、実際の経常費の配分額を決定している。この経常費を各学部・学科等が提出した概算予算請求書類、前年度の予算執行状況、今年度最優先項目等を勘案し、大学事務長を責任者として大学総務課が大学の経常費予算案を作成している。最終的には、学長が委員長の「弘前学院大学予算委員会」で協議し、経常費予算を決定している。

予算執行は、各学部・学科等の会計担当者が総務課予算執行担当者に予算執行伺いを提出し、確認後に各課長、大学事務長、学長等の検印を経て執行している。その後、法人本部で最終予算執行の確認を行っており、予算執行の状況を月報として大学事務長に提出している。内部監査は公認会計士により年3回実施し、予算執行上問題点があれば助言をもらうなど予算執行上の改善につなげている。

以上により、予算編成及び予算執行の手續・実施について、透明性が確保され、適切に実施されているといえる。

④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

職員体制の整備については、理事長の監督・指導のもと、大学事務長が組織を構築し適材適所の事務運営を行っている。多様化・専門化する課題に対応するため、2023年度から入試・広報センターをアドミッションセンターに、電子機器管理センターを情報メディアセンターに改編し、このうちアドミッションセンターには、2024年度より新たに専門家を招聘して学生募集活動の強化を図っている。

教職協働に関しては、事務職員が必ず各種委員会に所属し、事務局として議事録作成に携わるとともに、教員と協働して課題解決に当たっている。

職員の採用数は、理事長・学院長の承認を得て決定している。募集については、公募推薦等を通じて実施され、理事長・学院長・大学事務長が書類審査・面接を行い、採用者を決定している。2024年度から運用する「学校法人弘前学院事務職員・技能職員の採用に関する規程」を策定し、職員採用の適切性の向上を図っている。職員の昇格は、大学事務長が業務遂行能力や研修意欲等を査定し、理事長に上申し面談後に理事長が決定しており、業務評価・待遇改善も同様のプロセスで行っている。今後は、適切性を担保するため、明確な人事考課の規程等を整備する予定としているため、その着実な実現が望まれる。

「事務が大学を変える、事務が大学を向上させる、事務が大学を支える」との事務方針を事務長から各職員に提示・説明し、年間計画による職員研鑽の機会を設けている。

以上により、大学運営や教育研究活動の支援に必要な事務組織を設け、事務組織は概ね適切に機能しているといえる。

⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）の組織的な実施については、学長を委員長に、各学部・研究科のFD委員長、各学部学務委員長、学務課長から構成される「弘前学院大学FD委員会」が中心となり、大学全教職員（法人本部職員を含む）参加のSD研修会を企画・運営・実施し、教職員の資質向上を図っている。

以上のことから、「弘前学院大学FD委員会規程」において、審議事項について授業改善、学習成果、FDに関することのみ記載されており、SDについての規程はなく、学長の裁量で計画・実施していることから、SDに関しての実施責任体制を明確化し、規程を整備するなどの検討が望まれる。

⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

大学運営の適切性の点検・評価については、学部における定員未充足の改善を中心に、「新戦略会議」「経営改善実行会議」「中長期目標企画会議」で、法人と大学が連携して取り込んでいる。一方で、教育研究活動の点検・評価は「教育推進会議」及び「大学FD委員会」が検証している。しかし、大学運営の適切性についての定期的な点検・評価は、「全学内部質保証システム体制図」には組み込まれていないため、内部質保証を掌る責任機関として位置付けた「教育推進会議」

のもと、上記の諸会議との関係及びその役割や機能を整備・整理し、大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行い、その結果を基に改善・向上に向けた取り組みを行えるよう改善が望まれる。

大学の予算執行に対する監査は、学生・就職課長、学務課長、総務課長、大学事務長、学長を経て行っている。その後、法人本部において、財務課長、総務課長、法人本部事務長が実施している。この予算執行については、公認会計士が定期的に法人全体の監査を行い、理事会・評議員会において、監事により監査結果を報告し承認を得ている。

以上のことから、監査は、適切なプロセス及び内容で実施されている。今後は、大学運営の適切性を大学自らが点検・評価し、内部質保証システムと連携して改善につなげることが望まれる。

(2) 財務

<概評>

- ① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

教育活動を安定して遂行するため、「中長期目標実施計画第Ⅲ期」及び「経営改善計画第Ⅱ期」を策定している。「経営改善計画第Ⅱ期」において、「経常収支差額比率」「大学の中退率」「学部及び学科別、中学校、高等学校の入学者数」に関する数値目標を掲げ、「詳細数値目標」として期間中の入学者数の見通しを示している。また、同計画に対応して、「財務計画表」を作成しており、計画の最終年度（2027年度）において、経常収支差額比率の目標を達成する見通しを示している。

「経営改善計画第Ⅱ期」では、カリキュラム改革や定員見直しを含めた教学改革、学生募集対策及び学生数・学生生徒等納付金、外部資金の獲得、人事政策及び人件費の抑制等に関する計画を定め、それぞれの取り組みについて進捗管理を行っている。なお、入学定員及び収容定員の未充足状況の改善は、大学のみならず、同法人に設置する中学校・高等学校における重要な経営課題としている。

以上のことから、具体的な数値目標や、学生の受け入れ等の課題と方策等を明確にした中・長期の財政計画を適切に策定しているといえる。ただし、「財務計画表」では、学生等の定員充足状況の改善が経常収支差額比率の目標達成の主要要素となっていることを踏まえ、今後、「経営改善計画第Ⅱ期」に示す諸計画の進捗に応じた「財務計画表」の更新・検証を行い、その見通しのもとで、実効性のある取り組みを遅滞なく着実に実行し、確実に目標を達成することが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

財務関係比率について、「理工他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ、事業活動収支計算書関係比率では、法人全体、大学部門ともに人件費比率は高く、教育研究経費比率は低くなっている。また、事業活動収支差額比率及び経常収支差額比率は、大学部門では概ね高い水準にあるものの、法人全体では平均を下回る状況が続いている。貸借対照表関係比率については、同平均と比べ、流動比率は著しく低く、総負債比率は高くなっている。さらに、「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」が高い状態が経年的に続いており、「要積立額に対する金融資産の充足率」は低い水準で、かつ減少傾向となっている。これらのことから、教育研究活動を安定して遂行するために必要な財務基盤を確立しているとはいえない。大学部門及び法人内の設置校における学生等の受け入れ状況の改善等、「経営改善計画第Ⅱ期」に示した各種施策を着実に実施し、財務基盤の確立に向けて、財務状態を改善するよう是正されたい。

外部資金については、科学研究費補助金の獲得に向けて、全教員に応募を働きかけるなどの取り組みにより、2020年度以降の採択件数は増加傾向にある。また、寄付金や私立大学等経常費補助金の獲得も「経営改善計画第Ⅱ期」における課題として設定し、「補助金対策委員会」を設置するなど取り組みを行っているが、十分な成果には至っていない。今後もこうした取り組みを継続・強化し、外部資金等の獲得につながることを期待したい。

<提言>

是正勧告

- 1) 「事業活動収入に対する翌年度繰越支出超過額の割合」は経年的に高い水準であり、「要積立額に対する金融資産の充足率」が減少傾向で著しく低い水準となっている。大学及び法人内の設置校における学生の受け入れが課題であり、前回の大学評価（認証評価）及び追評価の結果を受けて、改善に取り組んでいるものの、依然として財務状況の改善には至っていない。「中長期目標実施計画第Ⅲ期」及び「経営改善計画第Ⅱ期」のもとで、学生の受け入れの改善、外部資金等の獲得、人件費の抑制等に係る取り組みを着実に実行し、財務状態を改善するよう是正されたい。

以上

弘前学院大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評定一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート
大学を紹介するパンフレット

その他の根拠資料	資料の名称	
1 理念・目的	弘前学院「建学の精神」	
	「弘前学院教育方針」並びに「弘前学院大学教育理念」	
	文学部の特徴及び教育目標	
	文学部 英語・英米文学科教育目標（大学学則第3条の2）	
	2023(令和5)年度 学生便覧	
	「文学部シラバス冊子」（英語・英米文学科、日本語・日本文学科）	
	大学ホームページ（英語・英米文学科シラバス）	
	文学部 日本語・日本文学科教育目標（大学学則第3条の2）	
	文学部 2023(令和5)「卒業論文」テーマ一覧	
	大学ホームページ（日本語・日本文学科シラバス）	
	社会福祉学部 社会福祉学科教育目標（大学学則第3条の2）	
	「社会福祉学部シラバス冊子」	
	大学ホームページ（社会福祉学科シラバス）	
	看護学部 看護学科教育目標（大学学則第3条の2）	
	「看護学部シラバス冊子」	
	大学ホームページ（看護学科シラバス）	
	大学院 文学研究科教育目標（弘前学院大学大学院学則第4条2）	
	「弘前学院大学大学院要覧2023」	
	「文学研究科シラバス」	
	大学院 社会福祉学研究科教育目標（弘前学院大学大学院学則第4条3）	
	「社会福祉学研究科シラバス」	
	2024(令和6)年度 大学案内冊子	
	大学ホームページ(https://www.hirogaku-u.ac.jp)	
	第Ⅲ期 中長期目標実施計画[2023(令和5)年度～2025(令和7)年度]【2023(令和5)年5月改訂】	
	第Ⅱ期 学校法人弘前学院経営改善計画[2023(令和5)年度～2027(令和9)年度(5ヵ年)]【2023(令和5)年9月改訂】	
	青森県内 弘前学院大学 教職関係者（卒業生）数	
	ハンドベルクワイア	
	弘前学院大学ギビング・ツリーin弘前クリスマスプレゼント	
	新入生リトリート要項	
	2022(令和4)年度 弘前学院大学「学修行動・学修成果アンケート調査」	
	2 内部質保証	弘前学院大学教育推進会議規程
		全学内部質保証システム体制図
		弘前学院大学教育の質保証に関する連絡会議
教育・研究を中心とした内部質保証体制図		
各学部学科の3つのポリシー		
各研究科の3つのポリシー		
弘前学院大学における学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）		
弘前学院大学FD委員会規程		
全学的教学マネジメント体制（概念図）		
弘前学院大学 IR 室規程		
2023(令和5)年度 各種委員会委員		
大学ホームページ「教育情報」		
学生による授業評価アンケート		

	卒業時アンケート
	IR 室研修会資料
	教育の質保証：3 ポリシー概念図
	自己点検・評価報告
	弘前学院大学教育推進会議資料（2023(令和5)年12月14日）
	弘前学院大学危機管理委員会運営要綱
	弘前学院大学認証評価準備委員会設置要綱
	大学認証評価書類提出までのスケジュール
	中長期目標企画会議資料
	大学ホームページ「各学部・学科・研究科教員紹介」コーナー
	大学ホームページ「情報公開」（財務情報）
	大学ホームページ「附属施設・研究所」
	大学ホームページ「弘学時報」
	弘前学院大学ガバナンスコード遵守状況の点検
	就職率・学位授与率・国家試験合格率・各種資格取得者数
	コロナ感染対応・対策の流れ図
	コロナ感染防止の注意喚起資料（学生・教職員用）
	コロナ感染防止の注意喚起資料（保護者用）
3 教育研究組織	弘前学院大学学則（第1条目的）
	弘前学院大学大学院学則（第1条目的）
	弘前学院大学地域総合文化研究所規程
	弘前学院大学社会福祉教育研究所規程
	弘前学院大学組織運営規程 26 条・27 条（7 章合同教職関係委員会）
	ウイスコンシン大学語学研修生プログラム
	弘前学院大学教員組織に係る点検（社会福祉学部）
	2023(令和5)年度 教育推進会議会議資料
	弘前学院大学地域総合文化研究所（地域学冊子）
	弘前学院大学社会福祉教育研究所（ヒロガク福祉創造フォーラム報告書）
	研究紀要（図書館：目次、リンク集：弘前学院大学学術情報リポジトリ）
	弘前学院大学地域総合文化研究所（講演会・シンポジウム）
	「地域総合文化研究所紀要 地域学」投稿規程
	2023(令和5)年度 社会福祉実習・精神保健福祉実習報告書
4 教育課程・学習成果	弘前学院大学のディプロマポリシー（卒業認定・学位授与の方針）3 学部
	文学部カリキュラムマップ、カリキュラムツリー
	社会福祉学部カリキュラムマップ、カリキュラムツリー
	看護学部カリキュラムマップ、カリキュラムツリー
	弘前学院大学のカリキュラムプロマポリシー（教育課程編成・実施の方針）3 学部
	新3 ポリシー（文学部・社会福祉学部・看護学部）
	文学研究科カリキュラムマップ
	社会福祉学研究科カリキュラムマップ、カリキュラムツリー
	授業評価アンケート
	授業改善書
	ティーチングポートフォリオ
	3 学部入学前課題
	高校生対象のヒロガク派遣講義
	弘前学院大学 公開講座
	2023(令和5)年度弘前学院聖愛高等学校・弘前学院大学高大連携連絡協議会資料
	文学部の教育に関する点検・評価報告書（2023 年度）
	社会福祉学部の教育に関する点検・評価報告書（2023 年度）
	看護学部の教育に関する点検・評価報告書（2023 年度）
	就職支援行事（大学院）
	弘前学院大学社会福祉学部『2022(令和4)年度 社会福祉実習・精神保健福祉実習 実習報告書集』
	弘前学院大学社会福祉学部社会福祉教育研究所『所報』
	『文学部 英語・英米文学科ガイドブック』

	『参考文献収集マニュアル』
	『学士力向上ガイドブック』
	臨地実習教育会議
	看護学部（祝福式）
	『大学院学生募集要項』
	文学研究科 授業アンケート実施方法
	「卒業論文のしおり」（文学部 英語・英米文学科、日本語・日本文学科）
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の設定に当たっての基準
	文学部「生成 AI の利用について（文学部ガイドライン 1.0）」
	社会福祉学部「学習に関わる生成 AI の利用について（社福 ver. 1.0）」
	看護学部「学習に関わる生成系 AI の利用について」
	弘前学院大学における学修成果の評価に関する方針（アセスメント）
	文学研究科「生成 AI の利用について（1.0）」
	社会福祉学研究科「生成 AI の利用について ver. 1.0」
	文学研究科「学修課程報告書」
	社会福祉学研究科「学修課程報告書」
	調査資料（GPA・資格科目関連）
5 学生の受け入れ	2024(令和6)年度 学生募集要項
	2024(令和6)年度弘前学院大学パンフレット
	社会福祉学部新入生アンケート結果
	文学部新入生アンケート結果
	看護学部新入生アンケート結果
	2022(令和4)年度 第14回 新戦略会議会議録
	弘前学院大学組織運営規程第10章 入試委員会
	オンラインによる入学選抜についての事前研修
	入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率（大学）【2019(令和元)年度～2023(令和5)年度（各年度）】
	入学定員に対する入学者数比率及び収容定員に対する在籍学生数比率（大学院）【2019(令和元)年度～2023(令和5)年度（各年度）】
	文学研究科・社会福祉学研究科合同研究科会議資料
	大学入試に係る説明会資料（オープンキャンパス）
	青森県立弘前南高等学校と弘前学院大学との教育連携に関する基本協定書
	経営改善実行会議資料
	弘前学院大学のアドミッションポリシー
	弘前学院大学管理運営組織図
6 教員・教員組織	「弘前学院大学の求める教職員像」
	「弘前学院大学教員組織の編成方針」
	大学ホームページ 情報公開（専任教員数）
	各学部所属の専任教員【2023(令和5)年度】
	2023(令和5)年度 文学部教員公募要項
	教員名簿（学部別）【2021(令和3)年度～2023(令和5)年度】
	弘前学院大学大学院学則 第13章 教員組織及運営組織
	各学部・学科教員持ちコマ数
	各大学院教員持ちコマ数
	大学ホームページ 情報公開（教員一人当たりの学生数）
	弘前学院大学教員採用及び昇格の選考に関する規程
	大学・大学院のSD及びFD研修会
	SD・FD出席者名簿一例
	弘前学院就業規則第6章第31条（表彰規程）
	ティーチングポートフォリオ作成のための手引き
	留学生獲得のための計画
	専任教員の年齢構成を考慮した教員採用計画
	定年規程 第2条（定年の年令）
	教授職定年制に関する臨時措置規程
	定年退職者の再雇用に関する規程

	SDFD 参加者数・参加率
7 学生支援	弘前学院大学学生支援の方針
	2022(令和4)年度 除雪ボランティアの計画・実施状況
	2023(令和5)年度 除雪ボランティアの計画・実施状況
	障害学生支援ハンドブック
	福祉学部の休退学者の経過と見直し
	2022(令和4)年度 看護学部休学・退学者面談一覧
	大学ホームページ 情報公開(退学・除籍者数・中退率・留年者数)
	学校法人弘前学院個人情報保護規則
	弘前学院大学における個人情報保護に関する基本方針
	弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程
	弘前学院大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関するガイドライン(ダイジェスト版)
	弘前学院大学健康管理推進センターの運営規程
	2023(令和5)年度 学祭パンフレット
	2023(令和5)年度 就職支援スケジュール
	弘前学院大学学友会規則
	大学コンソーシアム学都ひろさき 2022(令和4)年度 活動報告集
	一般社団法人「47 共育塾弘学」
	2023(令和5)年度 就職面談案内・スケジュール
	オンライン授業のための解説
	高等教育の修学支援新制度リーフレット
8 教育研究等環境	弘前学院大学学生の修学、教員の教育研究の環境整備に係わる方針
	オンラインブックハンティング
	大学教員の個人研究費について(通知)
	弘前学院大学個人研究費規程
	弘前学院大学公的研究費の管理運営に関する規程
	弘前学院大学公的研究費取扱規程
	弘前学院大学公的研究費に係る不正使用防止計画
	弘前学院大学公的研究費に係る教職員の行動規範
	大学ホームページ 情報公開(弘前学院大学科学研究費補助事業採択状況)
	弘前学院大学研究費活動における不正行為への対応に関する規程
	弘前学院大学研究費活動における不正行為への対応に関する細則
	弘前学院大学における研究資料等の保存に関するガイドライン
	研究不正に関する全学SD研修会
	「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」書物
	弘前学院大学倫理規程
	弘前学院大学倫理審査委員会規程
	各学部 AI による教育研究における取扱いについて
大学ホームページ(図書館)	
9 社会連携・社会貢献	弘前学院大学の社会連携・社会貢献に関する方針
	弘前学院大学社会連携推進会議規程
	弘前市と弘前学院の連携協定に関する協議会
	大学コンソーシアム学都弘前(設立の目的と背景)
	共通授業の履修状況と取り組み(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度)
	「学生団体いしてまい」の活動(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度)
	「2022(令和4)年度第1回青森創生人材育成・定着推進協議会 議事要旨」
	「2021(令和3)年度第1回青森創生人材育成・定着推進協議会 事業実績」
	「本学学生の青森県内就職内定率推移表」(弘前学院大学就職課作成)
	「第27回青森県高等教育機関懇談会 兼 第20回青森県学校教育関係者懇談会」
	「第28回青森県高等教育機関懇談会 兼 第22回青森県学校教育関係者懇談会」
	「2023(令和5)年度計画(案)ポストコロナ時代の医療人材養成拠点形成事業」
	シンポジウム「多職種連携とDX技術で融合した北東北が創出する地域医療教育コモンズ事業シンポジウム」

	新聞記事：(1) 陸奥新報 2022(令和4)年11月16日(水)4大連携で人材育成 (2) 東奥日報 2022(令和4)年11月16日(水)医療人材育成で連携 「2022(令和4)年度 青森県留学生交流推進協議会 総会・運営委員会議事録要録」(案) 除雪ボランティアの活動(2021(令和3)年度～2022(令和4)年度) 公開講座(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 地域文化研究所 講演会(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 地域文化研究所 『地域学』(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 国語・国文学会(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 文化庁HP「消滅の危機にある言語・方言」 文化庁支援事業による被災地域の方言と地域コミュニティの支援活動 南部弁の日(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 文化庁支援事業による被災地域の方言と地域コミュニティの支援活動 語り部ネットワーク(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 英語・英米文学会(2019(令和元)年度～2022(令和4)年度) エドグレン・ハイスクール(三沢米軍基地内)の高校生との交流会 弘前学院大学 hug work サテライト事業 橙燦(認知症)カフェ(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 多世代交流を通して地域活性化を推進する リカレント教育(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 認知症サポーター養成講座(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 保健科学研究会(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 「地域活性化サークル」 デスカフェ(DeathCafe)(2021(令和3)年度) ハンドバルクワイヤ演奏奉仕活動(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) ギビングツリー(2022(令和4)年度～2023(令和5)年度) 留学実績(2019(令和元)年度～2023(令和5)年度) 「社会連携・社会貢献事業 報告書」と点検評価フロー(Ver3.0)
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	弘前学院大学管理方針 第Ⅱ期中長期目標実施計画[2020(令和2)年度～2022(令和4)年度]【2022(令和4)年3月改訂】 弘前学院財政状況に関する説明会 学校法人弘前学院の現状と課題(SD研修会) 中長期目標実施計画Ⅱ期(優先取組事項と数値目標達成事項) 学校法人経営改善計画の詳細数値目標 弘前学院大学学長任用規程 弘前学院大学組織運営規程第3条第1項(学長) 学校教育法第92条の第3項 弘前学院大学学則第8条第1項 学校法人弘前学院寄付行為(第3章役員及び理事会) 弘前学院大学学則第10～第15条(大学協議会) 弘前学院大学大学院学則第38条～39条(大学院委員会) 弘前学院大組織運営規程第8条(大学協議会)、第9条(大学委員会) 弘前学院大学組織運営規程第5条(大学運営会議) 弘前学院大学学則第16条～24条(教授会) 弘前学院大学学則第8条第1項 学校法人弘前学院理事会業務委任規則第4条(学長への委任事項) 弘前学院アンケート 危機対応マニュアル 弘前学院予算委員会 弘前学院大学予算委員会規程 弘前学院大学 事務職員・技能職員の採用に関する規程 合同学務委員会議事録 弘前学院大学各会議・委員会の関連図 2023(令和5)年度 大学事務方針 2023(令和5)年度 職員研修(SD)計画予定表 弘前学院大学規程集 大学等の設置者の役員名簿

	監査報告書
	独立監査人の監査報告書
	学校法人弘前学院 事業報告書
10 大学運営・財務 (2) 財務	経営改善計画Ⅱ期 2023(令和5)年度～2027(令和9)年度「詳細数値目標」
	令和4年度 財務比率比較表(大学法人)【私学事業団：今日の私学財政】
	事業活動収支の概要(大学・高校・中学校)
	弘前学院大学補助金対策委員会
	事業活動収支差額(帰属収支差額)および事業活動収支差額(帰属収支差額)比率
	計算書類
	財産目録
	5ヵ年連続財務計算書類(様式7-1)

弘前学院大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称
1 理念・目的	「学校法人弘前学院 経営改善計画 平成30年度～令和4年度（5ヵ年）令和4年3月改訂」の5項目（P45～P55）「大学認証評価結果に対する対策」
	弘前学院経営改善計画実施管理表（平成30年度～令和4年度）
	「学校法人弘前学院 経営改善計画第Ⅱ期 2023（令和5）年度～2027（令和9）年度（5ヵ年）2023（令和5）年5月改訂」の5項目（P51～P74）「大学認証評価結果に対する対策」
	「学校法人弘前学院 経営改善計画第Ⅱ期 2023（令和5）年度～2027（令和9）年度（5ヵ年）2023（令和5）年5月改訂」
	出張版 English Camp（下山学園高等学校）「大学ホームページ掲載」
2 内部質保証	「弘前学院大学の教育の内部質保証に関する方針」（ホームページ掲載）
	関係図表（全学内部質保証システム。全学的教学マネジメント体制）（ホームページ掲載）
	（全学）「弘前学院大学自己点検・自己評価委員会」規程
	各研究科の自己点検・自己評価委員会の規程
	3学部の自己点検・自己評価委員会の規程
	教学マネジメント：連携図
	別紙「外部評価の実施に到った経緯」
	3つのポリシーを踏まえた教育に関する点検・評価の作成依頼例
	2022年度版：各学部『教育に関する点検・評価報告書』（大学ホームページ〈教育情報〉の項）〈依頼〉「点検評価報告書」（外部評価を踏まえての依頼）
	「令和5年度 自己点検・自己評価表」（大学ホームページ〈自己点検・評価報告〉の項）
3 教育研究組織	「弘前学院大学の認定課程における学科等の教育課程の変更について（届出）」
	「弘前学院大学組織運営規程」の第7章第26条
	合同教職関係委員会の構成メンバーについて【2024（令和6）年度各種委員会委員】
	2019年度版：各学部『教育に関する点検・評価報告書』（大学ホームページ〈教育情報〉の項）
	2020年度 第2回 教育推進会議 記録（2020年12月18日）「案件1-2」、「その他2-2」
	2023年4月教授会 学長からの要請（発言資料）
4 教育課程・学習成果	令和6年度 第1回 社会福祉実習連絡協議会 要項・議事録・出席者名簿
	「ヒログク教養講話」講師および演題
	2024（令和6）年度特別講話の感想文
	基準1～基準10に係る進捗管理表
	「学修ポートフォリオ」の導入へ向けて
	大学FD委員会での検討資料
	GPA3.0以上の学生数とその割合、資格種別別 資格科目取得者数
	資格種別別 資格科目取得者の年間平均・最大取得科目数
	「学修過程報告書」（Ver2.1）
	「授業外学習の内容と評価」
	「弘前学院大学大学院における学修成果の評価に関する方針（アセスメント・ポリシー）」（Ver3.0）
	「既卒者調査」および「企業等調査」に関する方法および質問事項
	「弘前学院大学大学院内部質保証体制：学修支援に関する点検・評価・改善のながれ」
	文学研究科「研究指導計画」
	社会福祉学研究科「研究指導計画」（Ver1.1）
	大学院共通「研究計画書」（Ver1.0）
「修士論文評価ルーブリック」（Ver1.0）	
教育：内部質保証体制・組織連関図	
「各学部の教育に関する点検・評価報告書の作成（依頼事項）」（2022年1月14日の例）	
5 学生の受け入れ	留学生募集計画（新規）について（案）
	2024（令和6）年度社会福祉学研究科留学生入試（B日程）入試要項
	2024（令和6）年度社会福祉学研究科入試（後期）役割分担及びタイムスケジュール

	大学の入学者数の分析について【2022（令和4）年度～2024（令和6）年度の入学者数についての分析】
	2024年度 各学部学生募集結果についての分析と反省について
	2024年度 各学部学生募集対策について
	【平成30年度 第2回弘前学院大学教育の質保証に関する連絡協議会 議事録（2019年1月24日）における関連部分】
	第1回文学研究科委員会（2024年4月9日）「2024年度 文学研究科の課題と対策」
6 教員・教員組織	学校法人弘前学院契約教職員 就業規則
	定年後専任嘱託任用等に関する規程
	教員採用確認名簿、文学部専任教員公募（教育心理学）【再公募】の詳細
	2022年度第3回文学部教授会開催通知、会議録、科研費採用者一覧
	2023年度第3回社会福祉学部教授会開催通知、会議録、科研費採用者一覧
	2024年度第3回文学部教授会開催通知、会議録、科研費採用者一覧
	「ティーチング・ポートフォリオに関する要綱」
	「ティーチング・ポートフォリオの点検・評価、改善」
	各学部・学科教員のティーチング・ポートフォリオの実例
7 学生支援	令和4年度 弘前市誘致企業情報交換会・懇親会
	令和5年度 弘前市誘致企業情報交換会・懇親会
	若者の地元定着に係る地域懇談会
	インターンシップの実習先一覧（2022年度～2024年度）
	公務員対策講座ガイダンス・公務員講座申込・試験案内等
	令和6年度 教員採用ガイダンス・教員採用候補者選考試験説明会等
	ウィスコンシン大学語学研修生研修日程表
	過去5年間の正規留学生・交換留学生・科目等履修生について
	2021年6月教授会における学長からの「学修支援・学修指導体制、進級制度、GPAの活用」の提言について
8 教育研究等環境	弘前学院大学学生の学修、教員の教育研究の環境整備に係る方針
	2023年度第1回 図書館運営委員会資料
	2023年度第2回 図書館運営委員会資料
	2023年度第3回 図書館運営委員会資料
	2024年度第1回 図書館運営委員会資料
9 社会連携・社会貢献	地域学刊行部数・売上部数
	地域総合文化研究所運営委員会議事録
	弘前学院大学地域総合文化研究所講演会「地域と音楽資源」におけるアンケート結果
	2020年1月開催の弘前学院大学シンポジウム「アイヌ語・アイヌ文化と東北・東北方言」（地域総合文化研究所共催）アンケート結果（抜粋）
	2019年度～2023年度「文化庁委託事業活動成果報告」
	「社会連携・社会貢献事業報告書」を用いた点検・評価・改善（Ver5.3）
	「社会連携・社会貢献事業の情報公開・共有プラットフォーム（Ver1.2）」
	「2025年度 社会連携・社会貢献事業スケジュールおよび情報共有表」
	『弘前学院大学文学部 紀要第60号』
	看護学部 教員紹介・出張授業紹介ブックレット
	第1・2回リカレント教育研修会（2023年12月2日実施）（2024年1月27日実施）
	「橙燦カフェ実施報告書」（2020年度～2023年度）
	弘前市・稔町町会・弘前学院大学の連携による除雪ボランティア活動（試行事業 報告会）
	「2024 社会連携・社会貢献事業に関する弘前学院大学社会連携推進会議と学校法人弘前学院との関係図」
	「弘前市と学校法人弘前学院の連携協定に関する協議会」（2019年度～2023年度）
	社会連携推進会議議事録（2019年度～2024年度）
10 大学運営・財務 (1) 大学運営	2024（令和6）年度 弘前学院予算委員会開催通知

10 大学運営・財務 (2) 財務	「2023（令和5）年度 学校法人弘前学院 経営改善計画実施管理表（進捗表）」
	「学校法人弘前学院 経営改善計画実施管理表 第Ⅱ期 2023（令和5）年度～2027（令和9）年度（5ヵ年） 2023（令和5）年度」
	2024（令和6）年度 第4回経営改善実行会議の開催要項
その他	2024年5月30日改訂の経営改善計画
	2023年12月15日理事会における改訂箇所
	内部質保証方針の公開 URL
	【根拠資料1】 理事長連絡会議・内規
	【根拠資料2-1】 R3 定数確認用名簿年齢（【根拠資料2】内、根拠資料1）
	【根拠資料2-2】 R4 定数確認用名簿年齢（【根拠資料2】内、根拠資料2）
	【根拠資料2-3】 R5 定数確認用名簿年齢（【根拠資料2】内、根拠資料3）
	【根拠資料2-4】 R6 定数確認用名簿年齢（【根拠資料2】内、根拠資料4）
	【根拠資料2】 R6 教員採用計画
	【根拠資料3-1】 R6 定数確認用名簿年齢（【根拠資料3】内、根拠資料5）
	【根拠資料3】 令和6年度 専任教員数
	実地調査追加質問回答（第6章教員・教員組織）